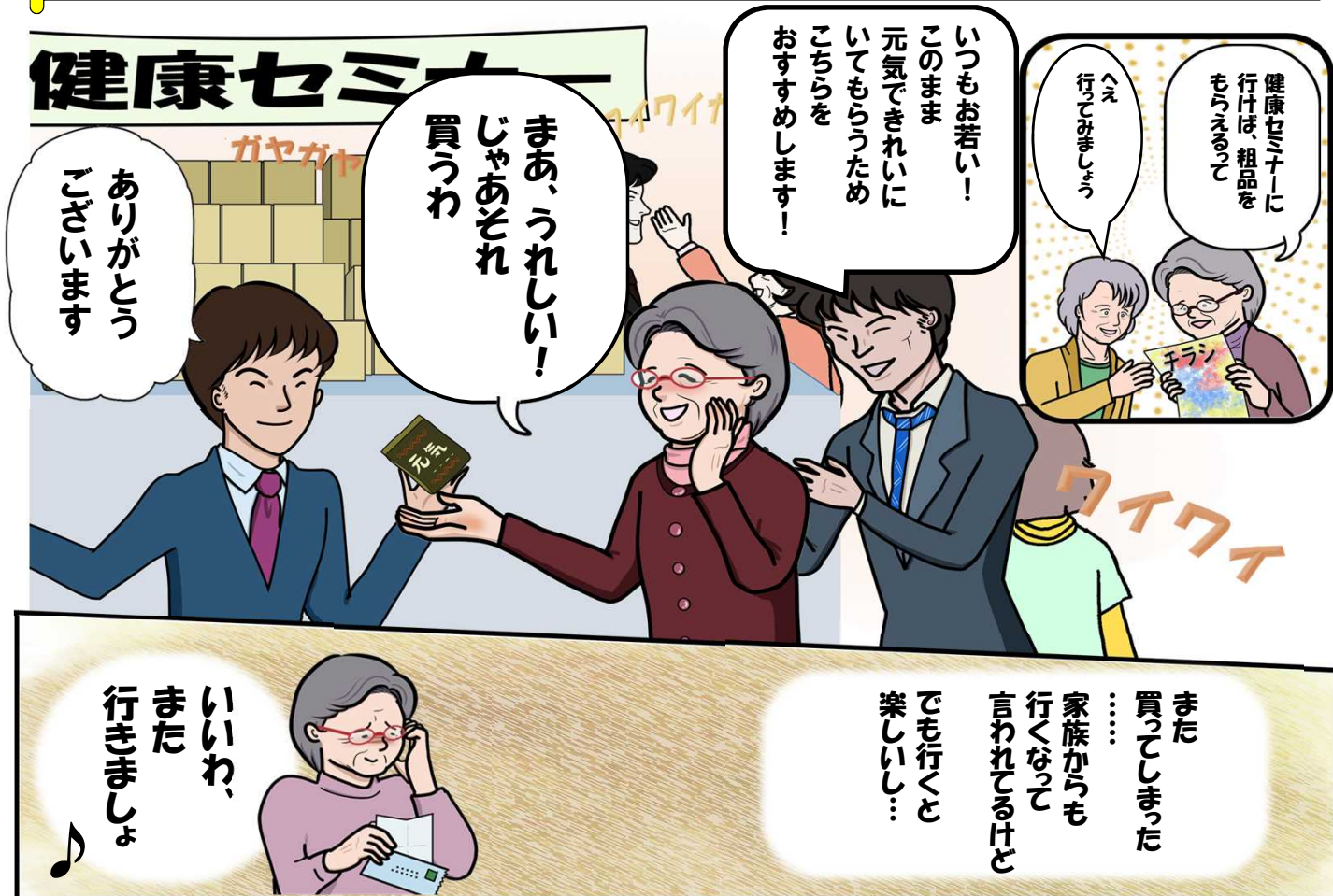




高額商品をすすめるSF商法にご注意！の巻



見守りポイント

- ◎無料や格安の商品につられて何度も会場に行き、販売員と親しくなってしまうと、高額な商品をすすめられたときに断りにくくなってしまいます。まずは安易に行かないよう伝えましょう。
- ◎会場に行くのが楽しく、被害意識のない人もいます。いそいそと出かけるようになったら要注意です。

対処方法

- ◆SF(催眠)商法であれば、契約書面を受け取ってから8日以内であれば、クーリング・オフできます。
- ◆販売員の説明をうのみにしてその場で契約するのではなく、本当に必要なものか、家族など周囲の人の意見も聞いてみましょう。

和歌山県消費生活センター

〒640-8319

和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8F

073-433-1551

和歌山県消費生活センター紀南支所

〒646-0027

田辺市朝日ヶ丘23番1号 県西牟婁総合庁舎内

0739-24-0999

※消費者ホットライン☎188でもお近くの相談窓口につながります。